

## 南山高等学校・中学校（男子部） 部活動指導に関するガイドライン

### （ガイドラインの目的）

1. このガイドラインは、南山学園の設置する高等学校・中学校における部活動指導に関するガイドラインに基づき、南山高等学校・中学校（男子部）における部活動指導の在り方を示すものであるとともに、部活動がより効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針として示すものである。
  - ② このガイドラインは、生徒、保護者および地域に公表するものとする。

### （部活動の意義）

2. 本校における部活動は、生徒が特性、興味、関心に応じて自主的・自発的に参加し、日常かつ継続的な指導によって、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を有し、生徒一人ひとりの心身の成長を目標とする活動である。

### （部活動指導のあり方）

3. 本校における部活動指導は、南山学園が掲げる共通の教育モットー「人間の尊厳のために」、および三つの校訓「高い人格」「広い教養」「強い責任感」に基づいて、生徒の尊厳を尊重するものでなければならない。

### （適切な運営のための体制整備、活動の推進等）

4. 本校は、部活動指導が、本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、スポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、文部科学省が策定した「運動部活動での指導のガイドライン」および所在する都道府県等が策定した方針（以下「方針」という）を尊重するものとする。
  - ② 校長は、方針を参考に、適切な運営のための体制を整備するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境を整備するものとする。

### （部活動顧問とその役割）

5. 部活動に部活動顧問（以下「顧問」という。）を置く。顧問は、部活動の運営および効率的・効果的な指導を行う。

### （外部指導者の活用）

6. 校長は、専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、顧問の負担軽減を実現するために、必要に応じて顧問の下に外部指導者を置き、効果的に活用する。

#### (部活動の運営)

7. 顧問は、効率的・効果的な練習方法や集中力の持続を考慮した練習時間の工夫に努め、生徒が自ら進んで運動や文化的な活動に親しむ資質や能力の育成を推進するために、部の指導方針や目標を明確にし、次の各号を定めた適切な活動計画を作成する。

- (1) 指導内容・方法
- (2) 練習・大会等参加日程（平日、土曜日、学校休業日）
- (3) 事故発生時における対応

- ② 顧問は、作成した活動計画を生徒および保護者に十分に説明し、活動への理解を得ることに努める。

#### (適切な活動量)

8. 生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図るために、部活動における休養日（活動しない日を含む）ならびに適切な活動時間を次の各号のとおり設定する。

- (1) 学期中は、週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日をつける。大会等への参加などにより週末に活動する場合は、翌週に代替休養日の確保に努める。
- (2) 活動時間は、平日は2時間程度、土曜日および学校休業日は3～4時間程度とする。学校休業日における大会への参加などにより活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。
- (3) (1)に定める休養日の確保ができない場合は、一日の活動時間を短縮するなど、生徒の体調や健康状態に十分留意する。
- (4) 活動中においても、生徒の体調や健康状態に十分留意し、水分や塩分が補給できる適切な休息時間を確保する。
- (5) 始業前の部活動については、補助的で最小限の活動とし、その目的を明確にして、各部活動の実情に応じて適切な活動時間および内容とする。
- (6) 定期考査期間については、原則1週間前から考査終了まで部活動を行わない。大会等への参加などにより活動を希望する場合は、別途校長の承認を得なければならない。

#### (適切な組織体制)

9. 部活動運営委員会は、ガイドラインを男子部全体で共有するとともに、定期的に顧問との会議を開催する。また、顧問に対する安全指導、助言および研修などを実施し、日常の指導時間、校外での活動や大会の参加などによって、顧問の負担が過度にならないよう適

宜指導、是正する。

**(安全な活動環境の整備)**

10. 校長は、安全な活動環境を整備し、緊急時および気象の変化への対応などに備える。

**(緊急時の対応)**

11. 顧問は、校内外を問わず、部活動において事故が発生した場合は、『危機管理マニュアル』のフローチャートに従い、生徒の安全を最優先し、応急処置や必要に応じて救急車などの緊急車両の要請などの処置を講じる。同時に、事故の事実関係を正しく把握し、教頭・保護者に報告する。

② 報告を受けた教頭は、ただちに副校長・校長に報告するとともに、必要に応じて南山学園の危機対応を担当する理事および部署にも報告する。同時に、緊急事態発生対策本部または危機管理委員会を招集し、事故原因を分析し、安全管理と指導のあり方を点検するとともに、再発防止対策を早急に講じる。

**附 則**

このガイドラインは、2019年4月1日から施行する。

**附 則**

このガイドラインの改正は、2026年4月1日より施行する。